

警察官の職務に協力援助した者の災害に係る見舞金の支給に関する条例施行規則

平成15年3月31日

山口県規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、警察官の職務に協力援助した者の災害に係る見舞金の支給に関する条例(平成15年山口県条例第4号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(支給の決定の通知)

第2条 知事は、見舞金の支給をすることの決定をしたときは、速やかにその旨を当該見舞金の支給を受ける者に書面により通知するものとする。

(障害見舞金の支給方法の調整)

第3条 障害見舞金の支給を受けた協力援助者が当該支給に係る協力援助をしたことにより障害の程度を加重したときは、当該協力援助者の加重後の障害の等級に対応する障害見舞金の額から当該協力援助者に既に支払われた障害見舞金の額を減じた額を支給する。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、見舞金の支給について必要な事項は、別に定める。